

厚生年金保険法等の改正に関する 信託・生保協会へのFAQ提示

| | | | | | |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 対象先 | DB年金 | 厚生基金 | DC | 退職金 | その他 |
| | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |
| 内容 | | | | | |

ポイント

- 「平成25年度企業年金制度改正ブロック説明会」を受けて提出した信託・生保協会からの質問に対するFAQが提示された。

基金様からのFAQについては、年金ニュース [No.340](#)、[No.344](#) ご参照

FAQで判明した内容(主なもの)

解散・代行返上計画 関連

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|-----------------|---|
| 解散計画上の積立目標 | 基本的には、計画策定時より積立状況が改善するものであればよい方向で検討中。 |
| 解散・代行返上計画の変更 | 計画の変更は可能とする方向で検討。 (例) ・ 代行返上計画 取下げで基金存続・・・最新FAQ407ご参照 ・ 代行返上計画 取下げで解散計画を提出 ・ 解散計画 取下げで代行返上計画を提出 |
| 解散方針議決済み基金の解散計画 | 解散計画の提出は必須ではないが、未提出の場合には、原則的な財政運営基準(改正法施行後5年後も存続を目指す基金と同様)に基づく運営となる。 【弊社見解】 原則的な財政運営基準は非常に厳しいため、速やかな解散計画の提出が必要になると思われる。 |

清算型基金および特例解散 関連

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|------------|--|
| 清算型基金の指定時期 | 改正法施行日が平成26年4月1日となった場合、平成25年度財政決算基準から平成29年度財政決算基準までの間で指定される。 【弊社見解】 最速で平成26年9月以降(平成25年度財政決算が確定)に指定されると考えられる。 |

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|-------------------------------|---|
| 清算型基金の規約変更要否 | 清算型基金に指定された場合、指定日以降は「代行部分の将来返上」、「上乗せ部分の支給停止」が必要となるが、法律事項のため規約変更は必須ではない。 ただし、速やかに規約を変更して、事業主・加入員および受給権者に周知することが望ましい。 これに対して、特例解散申請時の「上乗せ部分の支給停止」も法律事項であるが、規約変更は必要とされる。…最新FAQ235ご参照 |
| 清算型基金および特例解散の適用要件にある基金総掛金率の定義 | ブロック説明会配布資料P18(特例解散要件、清算型基金の指定要件、納付計画承認時の認定要件)の「適切な掛金設定」さらに高い掛金設定にある基金総掛金率については、加算給与が基本標準給与と一致しない基金もあり一律に測れるものではないため、掛金率の計算方法を標準報酬月額および標準賞与額の総額に対する掛金額の比率とする方向で検討中。 |
| 清算未了特定基金の納付期間の30年までの延長 | 清算未了特例基金の事業所は「業務の運営について著しい努力」等の要件を満たすことなく、納付計画の最長30年までの延長を申請することが可能。 |

最低責任準備金の算定方法 関連

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|-------|---|---|---|-------|-------|--|------|---|---|
| 最低責任準備金の精緻化(1) | 改正法施行後の最低責任準備金の算定方法は次の内容で検討中。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>➤精緻化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td></td> <td>-()</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | 期ずれあり | - | - | - | - | 期ずれなし | | -() | | - |
| | | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | | | | | | | | | | | |
| | 期ずれあり | - | - | - | - | | | | | | | | | | | |
| | 期ずれなし | | -() | | - | | | | | | | | | | | |
| <p>➤解散・代行返上(改正法施行後5年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>解散・代行返上申請時に8通りから選択可能</p> | | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | 期ずれあり | | | | | 期ずれなし | | | | | |
| | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | | | | | | | | | | | | |
| 期ずれあり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期ずれなし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>➤解散・代行返上(改正法施行後5年以降)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7号方式</th> <th>みなし7号方式</th> <th>8号方式 (年齢階級3区分係数)</th> <th>8号方式 (係数0.875)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期ずれあり</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>期ずれなし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> | | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | 期ずれあり | - | - | - | - | 期ずれなし | | | | - | |
| | 7号方式 | みなし7号方式 | 8号方式 (年齢階級3区分係数) | 8号方式 (係数0.875) | | | | | | | | | | | | |
| 期ずれあり | - | - | - | - | | | | | | | | | | | | |
| 期ずれなし | | | | - | | | | | | | | | | | | |
| ()これまでの説明では、最低責任準備金の精緻化として「みなし7号方式」を新たに追加するとしていたが、「みなし7号方式」は解散・代行返上時の使用に限る方向で検討していることが今般明らかになった。 | | | | | | | | | | | | | | | | |



| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|-----------------------|--|
| 最低責任準備金の精緻化(2) | <ul style="list-style-type: none"> ・代行給付費の計算方法は前項目の「精緻化」に記載のいずれかの方法を継続使用する必要があり、各月ごとに選択することは不可。 ただし、簡便的な方法から、より精緻な方法への変更は可能とする予定。 ・また、8号方式(年齢階級3区分係数を使用)は平成17年4月まで、7号方式(およびみなし7号方式)は平成11年10月まで遡及して計算可能。 |
| 最低責任準備金の精緻化(3) | <p>代行給付費の計算方法のうち、7号方式を適用するためには実務的に可能とする環境整備が必要だが、行政サイドでは環境整備を行う予定はない。</p> <p>【弊社見解】</p> <p>7号方式の適用は、現行環境では難しく、今後とも実質的には選択肢から除かれることになると思われる。</p> |
| 解散・代行返上時の最低責任準備金の算定方法 | <p>解散(通常・特例)・代行返上時の最低責任準備金の算定方法は基本的には認可申請時までには決める必要があるが、申請後に変更が必要な場合は相談に応じる。</p> |

DB・DC移行関連

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|---------------------|--|
| 代行返上と基金解散の同時実施 | <p>同日付で以下の内容を実施することは可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の事業所は事業所単位の権利義務移転でDBを設立 ・残りの事業所は厚生年金基金を解散 |
| 残余財産の新制度への持込み時の同意取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとにDBおよびDCへ持込む場合、個々の加入員の同意は不要。 ・受給権者については、個々に同意した者についてDBへ持込むことを可能とする予定。 |
| 新制度への持込み額 | <p>事業所が実施するDBおよびDCへは残余財産を移換することは可能だが、選択一時金を移換することは法律上の規定がないことから、改めて否定された。</p> |
| 代行返上時の特別掛金の設定方法 | <p>現行ルールでは、代行返上時の過去勤務債務の償却年数の設定において、基金の特別掛金を下回することは不可とされていたが(平成15年7月4日事務連絡)、今回の緩和策(30年に延長)では現行ルールを緩和する方向で検討中。</p> |

その他

| 項目 | 内容(厚生労働省の現時点の考え方) |
|---------------|--|
| DBに係る掛金拠出の見直し | <p>DBの財政検証(非継続基準)の抵触に伴う掛金拠出について、積立比率に応じた掛金を拠出する場合には、決算翌年度以内に拠出可能とすることを検討中。</p> |

以上

